

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち第四条の改正規定中「第十四条」を「第十一条及び第十四条」に改める。

第二条のうち第二十七条の改正規定中『第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」を『第十一条中「職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」に、「第五条の五」を「第五条の五第一項本文」に、「第十五条第一項」を「第十五条第一項本文」に、「第十三条第一項」を「第十三条」に改める。

第二条のうち第三章中第二節を第三節とし、第一節の次に一節を加える改正規定中第十三条第一項を削り、同改正規定のうち同条第二項中「、学校卒業見込者等募集」を「、学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集」に、「当該学校卒業見込者等募集」を「当該募集」に、「青少年雇用情報」を「厚生労働省令で定めるところにより、青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資する情報として厚生労働省令で定めるもの（次条において「青少年雇用情報」という。）」に改め、同項を同条とする。

第二条のうち第三章第一節中第十一条を第十二条とし、第十条の次に一条を加える改正規定のうち第十一条中「公共職業安定所」を「職業紹介事業者」に、「とき」を「ことを知ったとき」に、「第五条の五」を「第五条の五第一項本文」に改め、「かかわらず」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加える。

第四条中第二十六条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第五条の五に次の一項を加える。

公共職業安定所は、前項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合のほか、求人者がした労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その求人者の申込みを受理しないことができる。

第四条中第二十六条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二十七条第三項中「第五条の五本文」を「第五条の五第一項本文」に改める。

第四条中第三十三条の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(情報の提供)

第四十一条の二 労働者の募集を行う者であつて常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、当該募集を行うに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項に関する情報であつて厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

一 一定の期間内において雇い入れた労働者の数及び当該労働者のうち退職した者の数

二 その被用者の勤続期間の状況

三 その被用者の所定労働時間を超える時間の労働及び休日の労働の状況

四 その被用者の年次有給休暇（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものをいう。）の取得の状況

労働者の募集を行う者であつて常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、当該募集を行うに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、前項の厚生労働省令で定める情報を提供するように努めなければならない。

労働者の募集を行う者は、前二項の規定により第一項の厚生労働省令で定める情報を提供するに当たっては、これと併せて、労働者の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の労働者の適切な職業選択に資する情報として厚生労働省令で定めるものを提供するように努めるものとする。

第四十八条中「第三十三条の六」の下に「、第四十一条の二」を加える。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（船員職業安定法の一部改正）

第五条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 地方運輸局長は、前項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合のほか、求人者がした労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき（国土交通省令で定める場合に限る。）は、その求人の申込みを受理しないことができる。

第四十二条第一項中「第十五条」を「第十五条第一項及び第三項、第十六条」に改める。

附則第一条第一号中「第十九条」を「第二十条」に改め、同条第二号中「規定」の下に「、第四条の規定（職業安定法第二十六条の改正規定及び同法第三十三条の二の改正規定を除く。）、第五条の規定及び附則第十二条の規定」を加え、同条第三号中「第五条の」を「第六条の」に改める。

附則第四条第一項中「第五条」を「第六条」に改める。

附則第十九条を附則第二十条とし、附則第十八条を附則第十九条とし、附則第十七条を附則第十八条とする。

附則第十六条中「附則第十四条」を「附則第十五条」に改め、同条を附則第十七条とする。

附則第十五条を附則第十六条とし、附則第十二条から附則第十四条までを一条ずつ繰り下げ、附則第十一条の次に次の一条を加える。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第十二条 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第十五条」を「第十五条第一項及び第三項、第十六条」に、「及び第百条」を「並びに第百条」に改める。